

西宮市農業活性化推進対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画）（平成31年4月施行）の理念に基づき、産業としての持続的な都市農業の推進、多様な営農と農地の活用、市民と農家の交流につながる事業（以下「事業」という。）に対し、市が助成することにより、市内農業の活性化に資することを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 市長は、市内の農業者及び農業者の組織する団体等に対し、事業に必要な経費の一部について、当該年度の予算の範囲内において補助金を支出することができる。

2 前項に規定する「市内の農業者及び農業者の組織する団体等」は、以下のいずれにも該当するものとする。

(1) 西宮市内に居住（西宮市内に事務所が所在）する農家（農業者の組織する団体等）であること。

(2) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

3 前項の規定にかかわらず、市長が補助対象者として適切ではないと認めた場合は、この限りではない。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 前条の規定に基づく、補助金支出の対象となる事業及び補助率等は、別表第1に定めるところによる。

(協議会の設置)

第4条 市長は、前条の補助対象事業を決定するにあたり、西宮市農業活性化事業協議会（以下「協議会」という。）を設置し、必要と認めるときは協議会の意見を聴くことができる。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金交付等取扱い手続き)

第5条 補助金の申請及び交付等の手続きは、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(手続きの委任)

第6条 補助金の請求及び受領を代理人に委任して行う場合にあつては、補助金の交付を受けようとする者はその旨の委任状（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(手続きの省略)

第7条 規則第20条の規定により、次の各号については、これを省略することができる。

- (1) 規則第7条第1号及び第2号に掲げる添付書類
- (2) 規則第14条に規定する実績報告書

(精算書の提出)

第8条 前条の規定により実績報告書の提出を省略した場合は、市長の指定する期日までに精算書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年7月1日から実施する。
- 2 平成6年度に実施される事業については、第4条から第6条までの規定は適用しない。

付 則

この要綱は、平成7年6月19日から実施する。

付 則

この要綱は、平成9年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成10年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年12月15日から実施し、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年12月26日から実施する。
- 2 平成18年1月1日から3月31日までに購入した「有機乾燥肥料」について、平成18年度において補助金の交付を受けた場合は、当該「有機乾燥肥料」については、平成19年度の補助対象から除くものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年10月15日から実施する。
- 2 平成19年1月1日から3月31日までに購入した「有機乾燥肥料を除く他の事業区分」について、平成19年度において補助金の交付を受けた場合は、当該「有機乾燥肥料を除く他の事業区分」については、平成20年度の補助対象から除くものとする。

付 則

この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

付 則

1 この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から実施する。

2 令和元年 12 月 31 日までに実施した事業区分「省力化・生産性向上機械促進事業」の農業用機械類の購入について、ローンによる購入を行った場合は、その償還残高の返済分については、なお従前の補助実施基準及び補助率を適用するものとする。

付 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から実施する。

事業区分	補助内容	補助対象(一例)	備考	購入金額の条件(下限金額)	補助率		最大補助金額(補助上限)			
					一般農業者	認定農業者または認定新規就農者	一般農業者	認定農業者または認定新規就農者		
A	生産性向上、省力化支援	農業用機械類	購入費用	○新品、中古品は問いません。 ○鳥獣対策関係の機械類(電気柵等)は事業区分E(有害鳥獣の対策支援)での補助となります。 ○農業用ハウスの新設・増改築時に設置する付帯設備は、事業区分F(農業用ハウス等の新設・増改築費用)での補助となります。	1機あたり購入額5万円(税抜)以上	1機あたり15%以内	1機あたり25%以内	個人 1機あたり15万円まで	1機あたり25万円まで	
			レンタル費用	同上	○当該補助対象期間内に支払ったものに限りです。	1機あたり年間支払額2万円(税抜)以上	1機あたり年間支払額の15%以内	1機あたり年間支払額の25%以内	1機あたり3万円	1機あたり5万円
			点検・修理費用	同上	○点検・修理内容がわかる明細等(写し)を添付してください。	1機(1修理・1点検)あたり支払額2万円(税抜)以上	1機あたり支払額の20%以内	1機あたり支払額の30%以内	1機あたり2万円まで	1機あたり3万円まで
	農業残渣・稲わら・果樹剪定枝等の処分費用	○収集委託費、処分場への持込処分費 <補助対象外> ○軽トラック(自動車)やパソコン、プリンタ等、一般的に農業以外にも使用可能なもの	○グループや農会等の団体として処分(委託)される場合も、1名が代表して申請してください(補助金は代表者への一括交付となります)。	計2千円(税抜)以上	50%以内		3万円まで			
B	安心・安全な農産物の生産支援	有機質肥料等の購入費用	○有機100%肥料、牛糞・鶏糞・馬糞等の堆肥、油かす、大豆かす等 ○エコレット <補助対象外> ○化成肥料	○JA兵庫六甲以外で購入されたものについては、有機質等の確認のため、購入した肥料等の概要がわかるもの(チラシ等)を添付してください。	なし	50%以内		上限なし		
		農業保管庫の購入費用	○農業保管庫 <補助対象外> ○維持費(電気代等)、メンテナンス費		1台あたり1万円(税抜)以上のもの	1台あたり20%以内	1台あたり30%以内	1台あたり1万円まで	1台あたり2万円まで	
C	圃場・農道の整備支援	圃場・農道の整備に係る工事費用	○整備に係る工事費 <補助対象外> ○水道引き込み工事費	要事前相談 【必須条件】 ・整備する圃場(農道の場合は接する圃場)が生産緑地または市街化調整区域内農地であること ・区画整理事業の補償等の対象外であること ○整備の規模や内容によっては、別途、許可申請や届出等が必要となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。 ○当該圃場・農道の整備に係る受益者数は問いません。 ○当該水路の利用者複数人や農会等の団体として整備される場合も、1名が代表して申請してください(補助金は代表者への一括交付となります)。 ○他の補助金等を受ける場合(予定も含む)は、助成分を除いた自己負担額が計5万円以上の場合のみ申請可とします。	1工事(箇所)あたり計5万円(税抜)以上	20%以内		1工事(箇所)あたり30万円まで		
D	農業用水路の保全管理支援	農業用水路の補修に係る工事費用、資材の購入費用	○補修に係る工事費 ○自身で補修する場合の資材購入費等	○当該水路の補修に係る受益者数は問いません。 ○当該水路利用者のグループや農会等の団体として補修される場合も、1名が代表して申請してください(補助金は代表者への一括交付となります)。 ○他の補助金等を受ける場合(予定も含む)は、助成分を除いた自己負担額が計1万円以上の場合のみ申請可とします。	計1万円(税抜)以上	20%以内		20万円まで		
		農業用水路の清掃(浚渫、泥上等)に係る費用	○清掃委託料 ○自身で清掃する場合の資材購入費、廃棄物処理手数料等 <補助対象外> ○ため池の清掃に係る費用	○当該水路の清掃に係る受益者数は問いません。 ○当該水路利用者のグループや農会等の団体として清掃される場合も、1名が代表して申請してください(補助金は代表者への一括交付となります)。 ○他の補助金等を受ける場合(予定も含む)は、助成分を除いた自己負担額が計5千円以上の場合のみ申請可とします。	計5千円(税抜)以上	20%以内		20万円まで		
E	有害鳥獣対策支援	有害鳥獣の被害防止のための資材の購入費用	○猪防柵、電気柵、爆音機、防鳥網等(設置費含む)		計3千円(税抜)以上	50%以内		25万円まで		
F	農業用ハウスの導入による農産物の安定供給支援	農業用ハウス等の新設・増改築費用	○プラスチックハウス、ガラスハウス、その他これに類する施設 ○新設・増改築と同時に設置する付帯設備 <補助対象外> ○農舎・畜舎、農小屋、倉庫	要事前相談 ○他の補助金等(兵庫県農業共済組合の園芸施設共済金を除く)を受ける場合(予定も含む)は、補助率を15%以内とします。【※1】	1棟あたり計10万円(税抜)以上のもの	30%以内 【※1】 15%以内		1棟あたり30万円まで(ガラスハウスは60万円まで) 【※1】 1棟あたり15万円まで(ガラスハウスは30万円まで)		
		農業用ハウスの被覆材の張替費用	○農業用ハウスの被覆材(農業用ビニール、硬質フィルム、ガラス等)(施工費用含む)	○他の補助金等(兵庫県農業共済組合の園芸施設共済金を除く)を受ける場合(予定も含む)は、補助率を10%以内(認定農業者等は20%以内)とします。【※2】	計1万円(税抜)以上	20%以内 【※2】 10%以内	30%以内 【※2】 20%以内	3万円まで 【※2】 1万5千円	4万5千円まで 【※2】 3万円	
G	農地・土壌の保全、改良支援	露地被覆資材の購入費用	○寒冷紗、マルチ等		計1万円(税抜)以上	40%以内	50%以内	3万円まで	4万円まで	
		土壌消毒剤、土壌改良剤等の購入費用	○土壌消毒剤、土壌改良剤等 <補助対象外> ○ケイ酸カルシウム、石灰		計1万円(税抜)以上	30%以内	40%以内	6万円まで	8万円まで	
		客土の購入費用	○真砂土		計1万円(税抜)以上	30%以内	40%以内	15万円まで	20万円まで	
		害虫防除費用	○バスマイト、性フェロモン剤(フェロモントラップ等)、天敵(チリカブリダニ、BT剤等)	【必須条件】 ・食品認証(有機JAS規格、ひょうご安心ブランド、ひょうご推奨ブランド、JGAP/ASIAGAP、グローバルGAP等)の取得者であること	なし	40%以内		上限なし		
		土壌分析費用	○土壌分析委託費等	○土壌分析機器の購入等は、事業区分A(農業用機械類)での補助となります。	計3千円(税抜)以上	40%以内	50%以内	4万円まで	5万円まで	
H	農産物直売所支援	農作物用自動販売機の購入、設置費用	○農作物用自動販売機(無人販売用のコインロッカー等を含む) <補助対象外> ○維持費(電気代等)、メンテナンス費	○事業区分A(生産性向上、省力化支援)との重複申請はできません。	計5万円(税抜)以上	30%以内	40%以内	30万円まで	40万円まで	
I	市内学校給食出荷支援	西宮市内の学校給食用農産物の出荷費用	○JA兵庫六甲を通して西宮市内の学校へ出荷した農産物の出荷量(kg)に応じて補助金を交付	【必須条件】 ・JA兵庫六甲にて出荷確認ができること ・栽培履歴の確認ができること	なし	出荷量50kgにつき2,000円以内		上限なし		
J	西宮産農産物PR支援	「西宮市」と表記した出荷用資材等の購入費用	○「西宮市」と表記した結束テープ、出荷用段ボール箱等	○事業区分L(食品認証周知支援)との重複申請はできません。 【必須条件】 ・JA兵庫六甲にて確認ができること ・「西宮市」の表記が明瞭であること	計5千円(税抜)以上	40%以内	50%以内	15万円まで	20万円まで	
K	食品認証取得支援	食品認証(有機JAS規格、JGAP/ASIAGAP、グローバルGAP等)の新規取得に係る費用	○認証申請に係る手数料、講習会等の受講料 <補助対象外> ○認証申請にかかる旅費、宿泊費 ○認証の更新に係る費用		計5千円(税抜)以上	30%以内		10万円まで		
L	食品認証周知支援	食品認証ロゴを表記した出荷用資材等の購入費用	○(食品認証ロゴを表記した)結束テープ、出荷用段ボール箱、バーコードシール等	○事業区分J(西宮産農産物PR支援)との重複申請はできません。 【必須条件】 ・表記する食品認証の取得者であること ・JA兵庫六甲にて確認ができること ・食品認証ロゴの表記が明瞭であること	計5千円(税抜)以上	40%以内	50%以内	15万円まで	20万円まで	

- 【注意事項】
- 補助対象者は、西宮市内に居住(西宮市内に事務所が所在)する農家(又は農業者の組織する団体等)のみです。市外居住者や農家以外の一般市民の方(家庭菜園、市民農園等)は補助対象外となります。
 - 当年1月1日～12月31日に支払い(購入)されたものについて、翌年1月下旬頃に申請を受け付けます(例年12月下旬に受付案内を行います)。申請にあたっては、誰が(氏名フルネーム)、いつ(購入年月日)、どこで(購入先)、何を(品名及び明細)、いくつ(数量)、いくらで(金額)購入したかを、書類(領収書、販売証明書等)で確認できることが必要です。(JA兵庫六甲にて購入されたものについては、市においてこの項目が確認できるため、添付書類は不要となります。ただし、現金払いで購入されたものについては領収書等の提出をお願いします。)
 - 補助率はあくまでも上限の率であり、申請総額が市の予算の範囲を超える等の場合は、補助率を下方調整します。
 - 消費税、諸経費は補助対象外となります。
 - 国・県や他市等の補助事業と重複する場合は、補助率を下方調整します。国・県や他市等の補助事業を利用する場合(予定も含む)は、必ず事前に西宮市農政課(0798-34-8489, 8482)へご相談ください。
 - 各事業ごとに補助金額1,000円未満は切り捨てとなります。(調整がかかることにより、補助額が1,000円を下回り、補助金が出ない可能性もありますのであらかじめご了承ください。)
 - 補助金の上限額は1個人(1法人)あたり80万円とします。
 - 補助対象かどうか不明な場合は、事前に西宮市農政課(0798-34-8489, 8482)へご相談ください。